

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 合志市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 合志市須屋 2251 番地 1 〒861-1102
- (3) 電話番号 096-242-7000
- (4) 代表者氏名 会長 荒木義行
- (5) 設立年月 平成 18 年 2 月 27 日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的

社会福祉法人合志市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する合志市社協ケアプランセンター（以下「本事業所」という。）は、指定居宅支援の事業を行うものであり、居宅要介護者等が指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、介護保険施設への照会及びその他の便宜の提供を行い、もって地域住民の福祉の増進に貢献することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 合志市社協ケアプランセンター
平成 18 年 2 月 27 日指定 第 4371600042 号
- (4) 事業所の所在地 合志市須屋 2251 番地 1 〒861-1102
- (5) 電話番号 096-242-7000 (FAX096-242-6635)
- (6) 管理者氏名 田中真由子
- (7) 当事業所の運営方針

ア 要介護状態等となった場合においても、その契約者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮する。

イ 契約者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、契約者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

ウ 指定居宅介護支援の提供に当たっては、契約者の意思及び人格を尊重し、

常に契約者の立場に立って、契約者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。

エ 市町村、老人介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

オ 正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まない。

(8) 開設年月 平成 18 年 2 月 27 日

3 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 合志市

(2) 営業日及び営業時間

ア 営業日 月曜日から金曜日（祝日及び 12/29 から 1/3 までを除く。）

イ 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

4 職員の体制

当事業所では、契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として指定基準を遵守して配置しています。

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容（契約書第 3～6 条、第 8 条参照）

ア 居宅サービス計画の作成

契約者のご家庭を訪問して、契約者の心身の状況及び置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

イ 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

(ア) 契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的にを行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

(イ) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

(ウ) 契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

ウ 居宅サービス計画の変更

契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅

サービス計画を変更します。

エ 介護保険施設への紹介

契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合または契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、契約者の自己負担はありません。

但し、契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額を一旦お支払い下さい。

ア 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

イ 利用料金のお支払い方法

前記のサービス利用料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月18日までに本事業所の規定によりお支払い下さい。

但し、前項（ア）記載の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

ア 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

イ 契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

ア 苦情受付窓口 （管理者） 田中真由子

イ 苦情解決責任者 （事務局長） 齋藤正治

ウ 受付時間 月曜日～金曜日（祝日及び 12/29 から 1/3 を除く。）
8 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分

エ 第三者委員 高鷹裕一 TEL090-1347-1532

坂本政誠 TEL090-4773-3711

（2）行政機関その他苦情受付機関

合志市役所 介護保険班	所在地 合志市竹迫 2140 番地 電話番号 0 9 6 - 2 4 8 - 1 1 0 2 受付時間 8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分
国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 熊本市健軍 1 丁目 18 番 7 号 電話番号 0 9 6 - 3 6 5 - 0 3 2 9 受付時間 8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分
熊本県社会福祉協議会 福祉サービス 運営適正委員会	所在地 熊本市南千反畑町 3-7 電話番号 0 9 6 - 3 2 4 - 5 4 7 1 受付時間 8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分

<重要事項説明書付属文書>

1 サービス提供における事業者の義務(契約書第10条、第11条参照)

当事業所では、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ア 契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- イ 契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他契約者から申し出があった場合には、契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ウ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)
- エ サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。
- オ サービス担当者会議は、契約者の新規サービス開始時、要介護(要支援)認定更新後、居宅サービス計画変更後等に特段の事情がないかぎり契約者の自宅で開催します。
- カ 毎月、契約者の自宅訪問を行い、生活や支援状況等の確認を行ったうえで翌月の利用票の確認を行います
- キ 契約者が入院されるときは、担当ケアマネジャーの氏名等を入院先の医療機関に提供していただくよう依頼します。
- ク 居宅サービス計画書の作成にあたっては、必要となる居宅サービスについて複数の事業所をご紹介します。また、当初に位置付けた居宅サービス事業所については、その選択理由を説明します。
- ケ 契約者の同意のもと医師等への意見を求め、医師等へ居宅サービス計画書を交付し、必要な情報伝達を行います。

2 損害賠償について(契約書第12条参照)

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3 サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。(契約書第2条参照)

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 13 条参照)

- ア 契約者が死亡した場合
- イ 要介護認定又は要支援認定により契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ウ 契約者が介護保険施設に入所した場合
- エ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- オ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- カ 契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- キ 事業者から契約解除を申し出た場合
(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) 契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第 14 条、第 15 条参照)

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 14 日前までにお申し出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ア 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- イ 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ウ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- エ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第 16 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ア 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- イ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

4 虐待の防止への取り組みについて

事業所は虐待の発生又は再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修等の担当者を定め取り組みます。